

しんきんレポート



2023

長岡信用金庫の現況 ディスクロージャー



天地人花火



長岡信用金庫

信用金庫ビジョン

中小企業の健全な発展
豊かな国民生活の実現
地域社会繁栄への奉仕

経営方針

顧客の繁栄と地域社会発展のために貢献します
健全経営を堅持し調和ある発展に努めます
職員の資質向上を図り明るい店づくりを進めます

長岡信用金庫 SDGs 宣言

長岡信用金庫は、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に賛同し、地元長岡市のまちづくり指針や、人材育成の理念となっている「米百俵の精神」・当金庫の「経営方針」に基づき、地域金融機関としての事業活動を通じて、持続可能な地域社会、地域環境、地域経済の実現に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



INDEX

ごあいさつ	1
総代会について	2~3
長岡信用金庫と地域社会	4~6
長岡信用金庫のあゆみ	7
ネットワーク	8~10
主な商品・手数料	11~14
資料編	15~50

ごあいさつ

平素は、長岡信用金庫を格別にお引立て賜り、誠にありがとうございます。

長岡信用金庫は明治 43 年創業以来、「相互扶助」、「共存共栄」の精神のもと、地域のみなさまと共に歩んでまいりました。

この間、おかげさまをもちまして業績も順調に推移し、健全な経営を維持してまいりました。これも偏にみなさまのご支援とお引き立ての賜物と厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスは5類移行となり、コロナ前の日常に戻りつつありますが、地域の取引先を支え、事業継続を徹底的に支援し地域経済の回復に努めることが当金庫の使命であり、引き続きしっかり取り組んでまいります。そのためには、現状の経営支援機能・体制の一層の強化と、業務の効率化やサービスの収益源化を進め、当金庫の経営基盤の安定化を図るものです。

今後も地域に信頼され必要とされる信用金庫を目指し、役職員一丸となり業務に邁進する所存であります。

何卒、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 7 月
理事長 佐藤 光一



総代会について

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、130人以上160人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、令和5年6月19日現在の総代数は143人で、会員数は16,756人です。
- 総代は、就任時点で満80歳を超えない会員とします。
(ただし、令和元年以降に初めて総代に就任する者から適用します。)

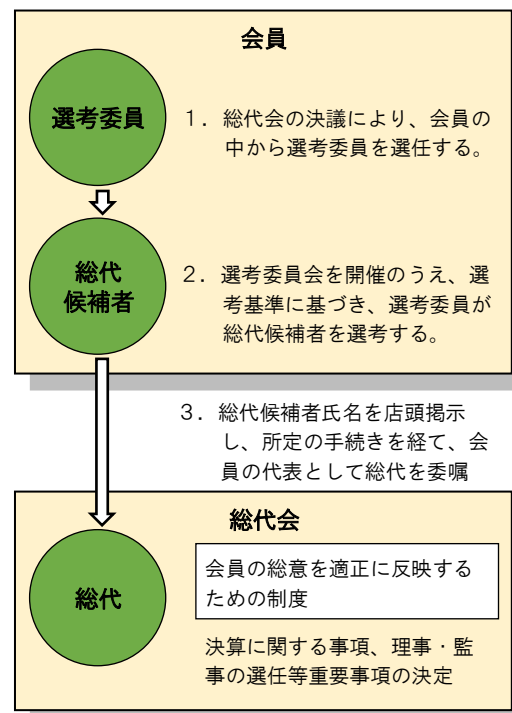
2. 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
- そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
 - 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

<総代候補者選考基準>

- 資格要件
 - 金庫の会員であること
 - 就任時点で80歳を超えていない者
- 適格要件
 - 地域における信望が厚く、総代としてふさわしい人であること
 - 良識をもって正しい判断ができる人であること
 - 人格、識見にすぐれ、健康で金庫の発展に寄与できる人であること
 - 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人であること

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



第79期通常総代会の決議事項

- 令和5年6月19日に第79期通常総代会を開催いたしました。
- 次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

1. 報告事項

第79期(令和4年度)
業務報告・貸借対照表および損益計算書報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 会員除名の件
- 第3号議案 任期満了に伴う理事選任の件
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

総代の氏名等（令和5年6月19日現在）

第1区 (29名)	(選任区域：長岡市) 青木章⑨、荒木久和②、池田明彦②、石塚浩三郎⑱、近藤英弥②、齋藤武彦⑨、白井信幸⑨、長谷川真②、平石量作⑧、星野眞一⑥、宮下嘉克②、室星久⑦、柳澤文夫⑨、山田京一⑧、若月光昭①、恩田一正⑦、高木仁⑩、野上茂⑦、野沢宏一⑧、平石幸史⑨、渡邊美之③、八木金夫②、五十嵐昭夫⑫、坂内さつき④、林博和③、山本英昭②、島津誠治⑩、野村泰夫⑨、松田義幸⑤
第2区 (36名)	(選任区域：長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡、中魚沼郡) 木村博幸⑤、金井弘⑦、佐藤進一②、青柳博之⑥、猪俣鉄夫①、喜多村浩⑥、小島孝之⑤、佐藤孝雄④、中川清宜⑧、宮内竜一①、吉岡賢一⑨、吉原芳郎⑨、保坂英夫④、川邊哲夫⑦、我伊野知晶⑥、関口信雅⑤、高橋敬一郎③、富山洋④、中山良雄②、本多一志④、山田良夫⑥、丸山恵慈⑤、阿部活二⑤、栗林隆夫④、佐藤和広④、馬場俊男④、藤沢幸男②、星野光雄④、石井道夫⑨、小林義克②、鈴木寅男⑥、長井健也④、長谷川隆④、浅田正平⑥、木村学④、佐藤春男①
第3区 (29名)	(選任区域：長岡市) 小林武司⑥、小林博昭⑨、笹尾八重子④、清水弘之②、神田政彦⑤、阿部良明⑤、大関章⑧、小笠原一貴⑥、加藤芳夫①、金内一家④、酒井龍市②、清水久美子④、高崎勉⑧、田中耕作⑥、中條正雄⑥、荦澤謙三⑦、柳澤正敏④、渡邊好雄③、石澤聡④、高野直人②、茂澤直樹④、中嶋弦樹③、五十嵐義司②、野本新太郎①、波多乙三宏②、大竹隆一⑩、町永隆⑤、若月和雄⑥、渡邊幸栄⑥
第4区 (23名)	(選任区域：長岡市、見附市、三条市、燕市) 大崎脩④、風間貴之④、小林幸久①、小林仁④、齋藤忠男⑪、佐藤一男①、佐藤伸哉②、渋谷清作⑤、白倉宏⑤、多田光輝④、椿孝雄④、楡金務⑨、長谷川透⑤、船見隆司④、諸橋正昭⑨、久住幸策⑧、近藤則夫②、小宮山道男②、斎藤友喜⑥、関本益男③、中澤慰徳①、西興太④、宮島一弘①
第5区 (26名)	(選任区域：長岡市、三島郡、刈羽郡、柏崎市) 石黒徹郎⑧、矢尾板正則⑨、河野滋⑧、池田清一①、内山正行①、遠藤正浩①、大川秀二④、白杉武徳④、高坂康三⑤、田中良明④、難波博⑦、細川恭一④、丸山勝総②、丸山司④、柳沢久敏⑥、山田嘉純③、山田康博②、渡辺豊④、鷲頭勝吉⑩、清水和博⑤、大井尚敏⑧、栗林義夫④、高坂俊夫①、曳田眞作①、矢尾板稔②、田原清④

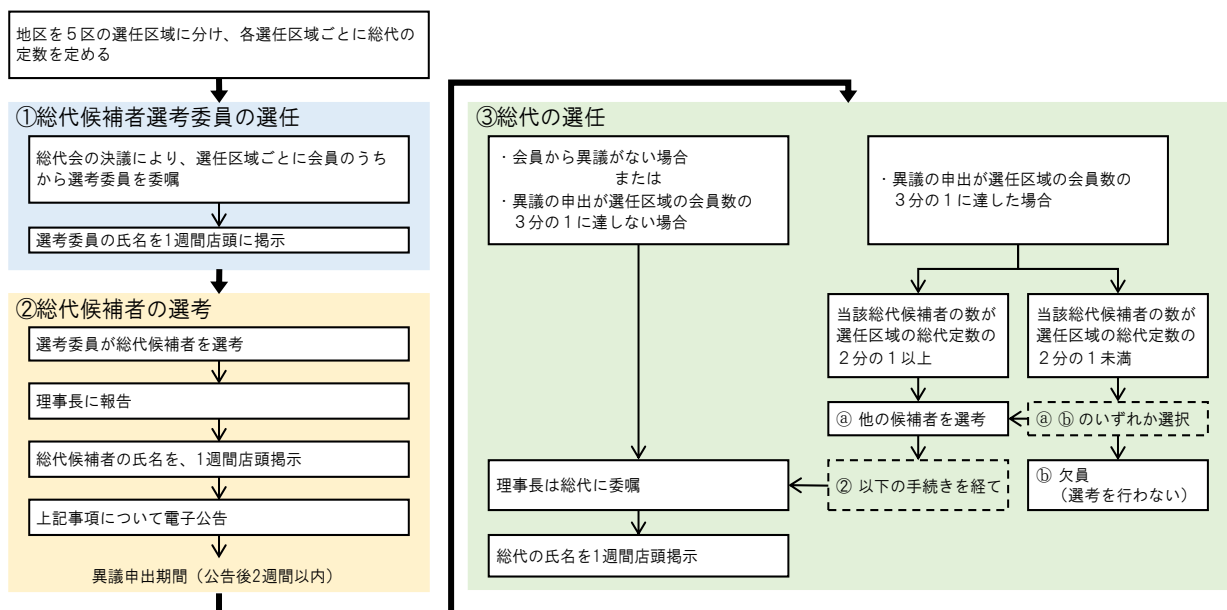
※ 敬称略、氏名の後の数字は総代への就任回数。

総代の属性別構成比

職業別	法人役員 95.10%、個人事業主 2.09%、個人 2.79%
年代別	80代以上 10.48%、70代 37.76%、60代 32.16%、50代 13.98%、40代 5.59%、30代 0.00%、20代 0.00%
業種別	製造業 37.41%、卸・小売業 23.74%、建設業 21.58%、学術研究・専門・技術サービス業 5.03%、不動産業 3.59%、飲食業 2.15%、生活関連サービス業・娯楽業 2.15%、運輸業・郵便業 1.43%、その他のサービス 1.43%、金融業・保険業 0.71%、宿泊業 0.71%

※ 業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限る。

総代が選任されるまでの手続きについて



長岡信用金庫と地域社会

長岡信用金庫の概況

- 創業年月日 明治 43 年 11 月 12 日
- 本店所在地 長岡市大手通 2 丁目 4 番地 7
- 店舗数 16 店舗
- 預金 2,196 億円
- 貸出金 905 億円
- 出資金 542 百万円
- 会員数 16,774 名
- 役職員数 168 名
(令和 5 年 3 月 31 日現在)



地元のお客様からお預かりした大切な預金は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面にも視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

お客さまの預金について

- お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産を安全、確実に運用しております。
- また、お気軽にご利用いただけるように、目的や期間に応じて選択いただける各種預金を取り揃えております。

預金・出資金（会員数 16,774 名、出資残高 542 百万円）

令和 5 年 3 月期決算について

- 令和 4 年度の決算は、地元に着目した営業活動を推進した結果、預金は 8 億 31 百万円増加し 2,196 億 87 百万円、融資は 7 億 19 百万円増加し 905 億 80 百万円となりました。収益面は、厳しい環境に対処するため経営の合理化、体質の強化に努めました結果、当期純利益は 318 百万円を計上することができました。
- また、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は、0.84 ポイント増加し、国内基準の 4.00% を大きく上回る 15.36% となっております。
- 今後も、地域のお客様からお預かりしている大切な預金を地域に還元し、一層の経営の健全化、自己資本の充実にも努めながら、協同組織の金融機関として地域の発展に寄与する所存であります。

融資（預貸率 41.23%）・支援サービス

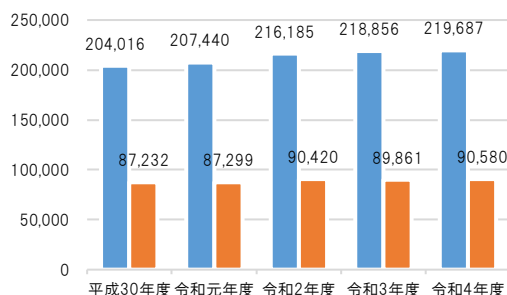
お客さまへの融資について

- 当金庫は預金者に対する責任を果たすため、出資者である会員の皆様への融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。
- 長岡信用金庫の融資に対する運営方針
 - ① 地域に貢献する中小企業を積極的に支援いたします。
 - ② 大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用頂けるように徹底し、信用リスクを分散いたします。
 - ③ 業種の偏りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

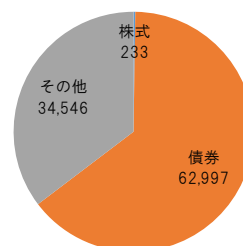
融資以外の運用について

- 当金庫は、お客様の預金を融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。

預金・貸出金の推移（百万円）



有価証券の種類別内訳（百万円）
令和4年度



お客様
・
会員

長岡信用金庫

地域貢献活動への取組み

● 長岡しんきん地域振興基金

長岡信用金庫は、地域の社会福祉・教育・スポーツ・文化の振興のために平成8年度から、長岡しんきん地域振興基金による助成活動を行っています。毎年、物品の寄贈を行っており、長岡市、見附市、小千谷市、南魚沼市の様々な施設で役立てられています。

(令和4年11月)

令和4年度の寄贈先〔寄贈品〕は次のとおりです。

長岡市

- ・アオーレ長岡〔車いす〕
- ・双葉寮〔冷蔵庫、掃除機、洗濯機〕
- ・高齢者センターけさじろ〔ラミネーター、ディスクカッター、血圧計〕
- ・子育ての駅とちお「すくすく」〔ベビーカー、遊具除菌ボックス〕
- ・高齢者センターとちお〔オートディスペンサー（検温機）〕
- ・寺泊支所〔デジタル乳幼児用スケール、スケール専用ケース、血圧計〕
- ・夕映荘〔空気清浄機〕
- ・志保の里荘〔空気清浄機〕
- ・三島保健センター〔オートディスペンサー（検温機）〕
- ・サンパルコなかのしま〔車いす〕

見附市

- ・見附中学校〔気化式冷風機〕
- ・西中学校〔気化式冷風機〕

小千谷市

- ・すみれ保育園〔耕運機〕
- ・わかば保育園〔耕運機〕

南魚沼市

- ・子ども・若者相談支援センター〔電子黒板〕

● しんきんの森

創業100周年を記念して植樹した「長岡しんきんの森」は12年がたち、大きく育ちました。令和4年度はコロナウイルスの影響を鑑み、少人数でしんきんの森活動を行いました。

● 特殊詐欺未然防止

長岡信用金庫では、お客様の大切な財産を守るため、窓口やATMでの積極的な声かけなどに努めています。

平成29年6月よりキャッシュカードによるATM振込の利用を一部制限させていただいております。

● サークル活動

お客様のための様々なサークル活動を行っています。

- ・年金友の会（当金庫で年金をお受取りのお客様の会です。様々な特典がご利用いただけます。）
- ・味覚の会（女性のお客様限定の会です。）
- ・長岡しんきんビジネスクラブ（全国への販路拡大やビジネスに役立つ情報やサービスをご利用いただけます。）

● その他

- ・年2回、営業地域内の景気動向調査を行い、長岡しんきん業種別景気動向レポートを発行しています。



地域振興基金（長岡市）



地域振興基金（見附市）



地域振興基金（小千谷市）



地域振興基金（南魚沼市）

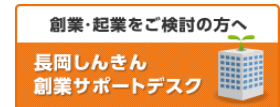


しんきんの森

中小企業支援・地域貢献活動

● 中小企業支援

- 新型コロナウイルスの影響により売上が減少した事業者を対象にした給付金である『事業復活支援金』の事前確認登録機関として事業者支援に取り組みました。
- 『長岡しんきん創業サポートデスク』では、創業・開業を目指す方や開業間もない方の円滑な事業運営をサポートします。
- 創業支援プラットフォーム『しんきん創業の扉』では、創業にあたっての相談先を探ることができるほか、創業に役立つおすすめコンテンツなどを掲載しています。
- 『専門家による無料個別相談会（事業承継・M&A）』を毎月行っています。
- 長岡市と共催で『外国人材活用セミナー』を開催しました。（令和4年6月）
- 対面式ビジネスマッチングフェア『しんきん個別商談会』を県内9信金共催で開催しました。（令和4年9月）
- 『第6期しんきん後継者育成塾』を3年ぶりに開催し、お取引先10社から11名が受講しました。（令和4年11月～令和5年3月）
- お客様の課題解決に取り組むため、外部専門家・外部機関等との連携を強化しています。
 - ・ 東京海上日動火災保険(株)とSDGsに関する包括連携協定を締結しました。（令和5年3月）
 - ・ 脱炭素・カーボンニュートラルの取組みサポートを取扱うe-dash(株)と業務締結しました。（令和5年3月）



● 地域貢献活動

- 6月15日の「信用金庫の日」に向けた地域貢献活動として、毎年、役職員が献血と募金活動に取り組んでいます。
- 地域への感謝と子どもたちの健全な育成のため、子育ての駅「ちびっこ広場」に遊具2点を寄贈しました。（令和4年9月）
- 役職員が家庭から食料品を持ち寄り、「フードバンクながおか」に寄贈しました。（令和4年10月）
- 寄付金付き金利上乘せ定期預金商品「春待つ心」の販売金額に応じた寄付金を令和5年3月23日に公益財団法人「長岡市米百俵財団」へ寄贈しました。（令和5年3月）



● 特殊詐欺被害防止

- 特殊詐欺被害を未然に防止したことにより、長岡警察署より感謝状をいただきました。
 - ・ 中島支店（令和4年5月）
 - ・ 土合支店（令和4年10月）
 - ・ 川崎支店（令和5年3月）



長岡信用金庫のあゆみ

沿革

明治	42年	有限責任 同志信用組合 設立	
	42年	有限責任 千手町信用組合 設立	
	43年	有限責任 長岡信用組合 設立 【創業】	
	45年	有限責任 草生津信用購買組合 設立	
	昭和	16年	有限責任 長岡市合同信用組合 設立
		20年	長岡市内の5信用組合大同合併により長岡市信用組合の設立
		20年	本所 移転（長岡市本町1丁目214番地）
		21年	本所 移転新築（長岡市表町1丁目396番地甲乙）
		25年	長岡信用組合に改組
		26年	長岡信用金庫に改組
30年		台町支店 開設	
34年		全国信用金庫連合会の代理業務取扱開始	
36年		本店 移転新築（長岡市表町1丁目385番地）	
38年		新町支店 開設	
42年	大島支店 開設		
46年	六日町支店 開設		
47年	預金量 100億円 達成		
48年	川崎支店 開設		
50年	本店 移転新築（長岡市大手通2丁目4番地7）		
50年	預金量 200億円 達成		
50年	日本銀行と当座預金取引開始		
51年	宮内支店 開設		
51年	日本銀行と歳入代理店契約締結		
53年	預金量 300億円 達成		
55年	中島支店 開設		
55年	土合支店 開設		
55年	栃尾信用金庫と合併		
		栃尾支店 開設（栃尾信用金庫 本店）	
		関東町支店 開設（栃尾信用金庫 長岡支店）	
		見附支店 開設（栃尾信用金庫 見附支店）	
	57年	預金量 700億円 達成	
	58年	美園支店 開設	
	63年	江陽支店 開設	
平成	2年	預金量 1,000億円 達成	
	5年	宝支店 開設	
	7年	創業 85年・大同合併 50周年	
	9年	小千谷支店 開設	
	15年	預金量 1,500億円 達成	
	19年	千手支店移転新築	
	22年	創業 100周年	
	22年	預金量 2,000億円 達成	
	24年	栃尾支店移転新築	
	令和	2年	創業 110周年
3年		宮内支店移転新築	



昭和 26年頃の本店



昭和 36年頃の本店



現在の本店

ネットワーク

信金中央金庫のご案内

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

概要

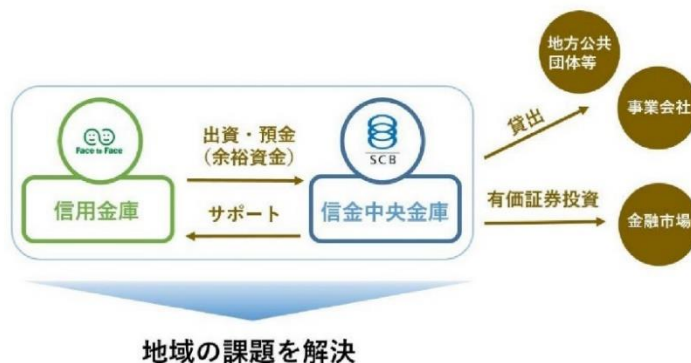
創立 信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。	資金量 36兆円	会員数 254金庫
	役職員数 1,258人	拠点数 国内14拠点 海外6拠点
上場 2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード 8421）。		

2023年3月末時点

事業内容

信金中金は、さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



地域の課題を解決

地域の課題を解決する機能	信用金庫のセントラルバンク機能	機関投資家としての機能
信用金庫がお客さまのためにやっている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。	信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。	全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

外部格付

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

2023年3月末時点

格付会社	長期	アウトルック	短期
Moody's	A1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	安定的	-
日本格付研究所	AA	安定的	-

ネットワーク

信金中央金庫のご案内

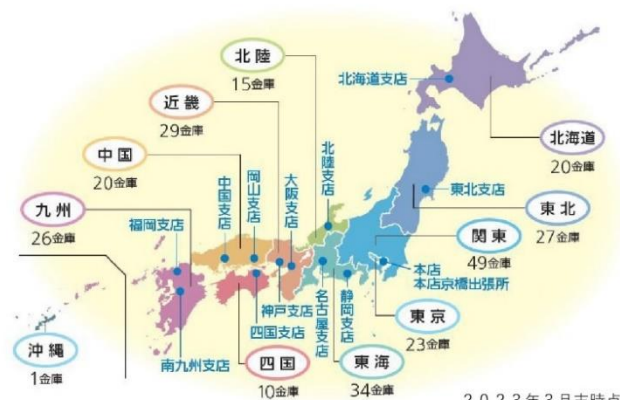
中期経営計画



信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,100店舗のネットワークを形成しているほか、888万人を超える会員と160兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ体となって幅広いサービスを提供しています。海外には6拠点を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。



グループ紹介

- 証券業務
 - しんきん証券(株)
 - 信金インターナショナル(株)
- 投資運用業務
 - しんきんアセットマネジメント投信(株)
- 地域商社業務
 - しんきん地域創生ネットワーク(株)
 - ※2021年7月設立・開業
- 投資・M&A 仲介業務
 - 信金キャピタル(株)
- 海外ビジネス支援業務
 - 信金シンガポール(株)
 - ※2021年2月設立・7月開業
- データ処理の受託業務等
 - (株)しんきん情報システムセンター
- 消費者信用保証業務
 - 信金ギャランティ(株)
- 事務処理の受託業務等
 - 信金中金ビジネス(株)

キャッシュコーナー

店舗コード/店名 (設置場所)	ご利用時間帯		
	平日	土曜日、日曜日 祝日、12/31	1/1~1/3 5/3~5/5
001/本店営業部	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
009/中島支店			
002/千手支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
003/台町支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
004/新町支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
005/大島支店	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
007/川崎支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
008/宮内支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
010/土合支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
014/美園支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
015/江陽支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
016/宝支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
006/六日町支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
011/栃尾支店	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
013/見附支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
017/小千谷支店	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
中島ATMコーナー	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
長岡駅	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
日本精機本社	9:45~17:30	—	—
日本精機高見工場	9:45~18:00	—	—

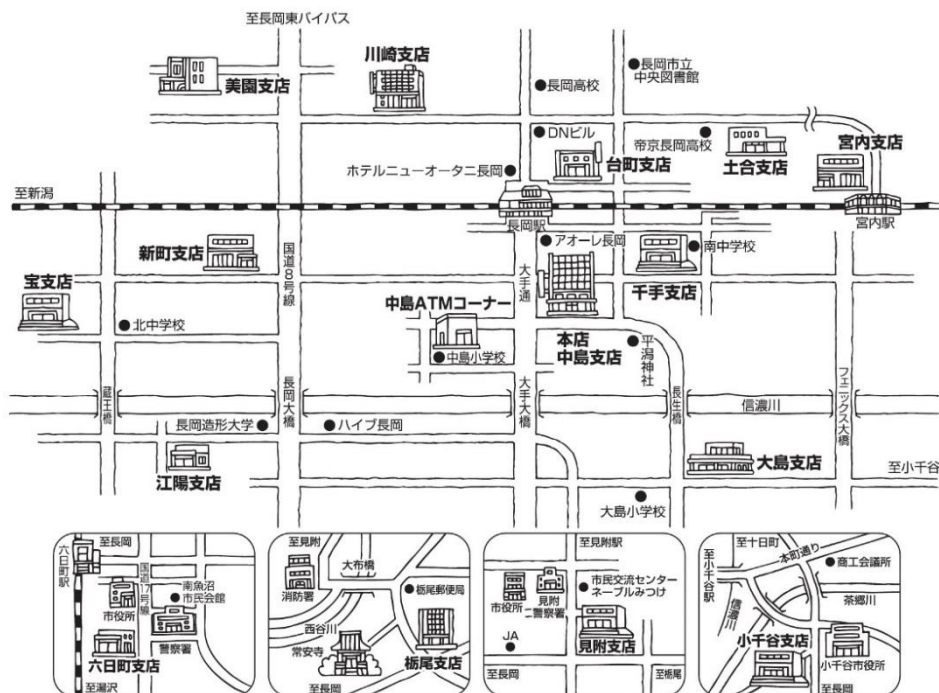
※川崎支店・土合支店・美園支店・六日町支店・小千谷支店については、11:30~12:30までの間、窓口での営業を休止しております。

(ATMは通常通り営業しております。)

利用手数料

	ご利用時間帯	取引	当金庫	他の信用金庫	他の金融機関	ゆうちょ銀行
平日	8:00~ 8:45	入金	無料	110円	220円	220円
		出金	110円			
	8:45~18:00	入金	無料	無料	110円	110円
		出金	110円			
	18:00~21:00	入金	無料	110円	220円	220円
		出金	110円			
土曜日	9:00~14:00	入金	無料	無料	220円	110円
		出金	110円			
	14:00~19:00	入金	無料	110円	220円	220円
		出金	110円			
日曜日 祝日	9:00~19:00	入金	無料	110円	220円	220円
		出金	110円			

(注) 1. 「他の金融機関」の「入金」は、「入金ネット加盟金融機関」のカードのみ使用可能です。



主な商品・手数料 (令和5年6月30日現在)

普通預金・総合口座

種類	特色	期間	お預入金額
当座預金	安全で便利な小切手によるお取引ができます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	自由に出し入れができ、給与や年金、配当金等の自動受取に便利です。また、公共料金の自動支払等や、キャッシュカードによる出し入れもできます。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金	預金保険制度による全額保護されるための要件（利息がつかない、いつでも引き出せる、各種自動支払に利用できる）を満たすため、全額保護されます。普通預金同様、公共料金等の自動支払いや給与・年金等の自動受取ができます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	お預入残高により、5階層の金利が設定されています。普通預金同様、キャッシュカードで自由に出し入れができます。ただし、自動受取（給与・年金等）、自動支払（公共料金・クレジットカード等）はできません。個人のみ対象の預金です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金を7日以上の一時的な期間預け入れる場合に有利な預金です。お引き出しの2日前までにご連絡いただく必要があります。	7日以上	5,000円以上
納税準備預金	納税に備えるための預金です。お引き出しは原則として納税に限られます。	入金は自由、引き出しは原則納税時	1円以上
しんきん定期性総合口座	普通預金と定期預金が1冊の通帳にまとめてあり、各種サービスと自動融資（定期預金残高の90%以内で最高300万円まで）がご利用になれます。個人専用の預金です。	出し入れ自由	1円以上
しんきん決済用定期性総合口座	普通預金と定期預金が1冊の通帳にまとめてあり、各種サービスと自動融資（定期預金残高の90%以内で最高300万円まで）がご利用になれます。個人専用の預金です。	出し入れ自由	1円以上
後見支援預金	後見支援預金とは、後見人が裁判所の「指示書」によって利用できる普通預金であり、被後見人のご預金のうち日常的に使用する金銭は後見人自身が管理し、残額は後見支援預金として、家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき別口座で管理いたします。	出し入れ自由	1円以上

定期預金

種類	特色	期間	お預入金額
スーパー定期（単利型）	大切な資金を有利に増やす定期預金です。期間は1ヵ月から5年まであり、お預け入れ時の利率が満期日まで適用され、安全確実です。	1ヵ月以上5年以内	500円以上
スーパー定期（複利型）	大切な資金を有利に増やす定期預金です。期間は3年から5年まであり、お預け入れ時の利率が満期日まで適用され、安全確実です。	3年以上5年以内	500円以上
大口定期	まとまった資金を最も有利に運用いただける預金です。金利は金融市場の金利動向を考慮して設定されます。	1ヵ月以上5年以内	1千万円以上
期日指定定期預金（輝）	1年複利の有利で便利な定期預金です。お預け入れの1年後からは、1ヵ月前のご連絡で自由に満期日をご指定いただけ、ご預金の一部をお引き出しいただくこともできます。	最長3年 (据置期間1年)	500円以上 300万円未満
変動金利定期預金（単利型）	市場金利の動向に応じて、6ヵ月毎に金利が変更される預金です。同じ預入金額階層の大口定期・スーパー定期の6ヵ月ものを指標金利として変更されます。	1年以上3年以内	500円以上
変動金利定期預金（複利型）	市場金利の動向に応じて、6ヵ月毎に金利が変更される預金です。同じ預入金額階層の大口定期・スーパー定期の6ヵ月ものを指標金利として変更されます。	3年	500円以上
積立定期預金	毎月のお積立は期日指定定期預金で運用されます。（ボーナスも預け入れできます。）	15ヵ月以上15年以内	1回の積立金額 500円以上
しんきん福祉定期預金「まごころ」	障害基礎年金等の支給を受けている方に限りご利用いただける期間1年の定期預金で金利がお得な預金です。	1年	500円以上 300万円以下
しんきん年金定期	当金庫で年金をお受け取りの方、または新規でお受け取りの手続きをされた方に限りご利用いただける期間1年の定期預金で金利がお得な預金です。	1年	500円以上 500万円以下

定期積金

種類	特色	期間	お預入金額
定期積金（スーパー積金）	ライフサイクルによる生活設計や事業計画に合わせて、いざという時の備えまたは資産形成のために最適です。目標式と定額式の2種類があります。	6ヵ月以上5年以下	1回の積立金額 1,000円以上
定期積金（給振積金「おとく」）	給与振込指定口座をお持ちの個人の方に限りご利用いただける金利優遇の積金です。	3年	1回の積立金額 10,000円以上 50,000円以下
保障付定期積金「しんきんセーフティ積金」	満期契約金額と積立額の差額を万一の事故の場合保障する交通事故傷害保険付の積金です。（保険料は当金庫が負担いたします）	3年以上5年以下	1回の積立金額 10,000円以上
消費税専用定期積金（納め上手!!）	消費税専用の金利優遇の積金です。ご契約の方は「消費税特別融資」をご利用することができます。	6ヵ月以上1年以下	1回の積立金額 10,000円以上
定期積金「子育て応援積金」	お子様を扶養する保護者の方に限りご利用いただける積金です。目的に合わせて掛込回数を36回から60回まで自由に選択することができます。	3年以上5年以下	1回の積立金額 10,000円以上

種類	特色	期間	お預入金額
年金受給者専用積金 「なないろ積金」	当金庫で年金受給をされている方、もしくは受給手続きをされた方に限りご利用いただける積金です。	3年・4年・5年	1回の積立金額 10,000円以上 50,000円以下
定期積金「職域サポート積金」	当金庫と職域サポート契約を締結いただいた事業所・各種団体等にお勤めの方（代表者、役員、社員、パート・アルバイト等非正規社員の方を含む）がご利用いただける積金です。	3年・5年	5,000円以上 (1,000円単位)
定期積金「子育てサポート積金」	「パパ・ママ子育て応援プラス」の認定企業の従業員の方で、18歳以下のお子様を扶養される保護者の方がご利用いただける積金です。	3年・5年	5,000円以上 (1,000円単位)

財形預金

種類	特色	期間	お預入金額
一般財形預金	給与や賞与からの天引きを通じて財産づくりができる有利な預金です。お使いみちは自由です。		
財形住宅預金	給与や賞与からの天引きを通じて住宅の取得や増改築のための資金を積み立てることを目的とした預金です。財形年金預金と合わせて550万円までの非課税の特典があります。		
財形年金預金	給与や賞与からの天引きを通じて退職後の豊かな生活を送るための財産づくりに最適な年金型の預金です。財形住宅預金と合わせて550万円までの非課税の特典があります。		

住宅ローン

種類	お使いみち	期間	ご融資限度額
しんきん保証基金保証付住宅ローン	収入によってご融資金額や返済比率が決まる、無理なく利用できる住宅ローンです。新築からリフォーム、土地購入まで、幅広い用途でご利用いただけます。	40年以内	1億円
しんきん住宅ローン「住まいるいちばんネクストV」(全国保証(株)保証)	病気やケガで働けない時や失業時に保険金が支払われる、手厚い補償がプラスできる住宅ローンです。新築からリフォーム、土地購入まで、幅広い用途でご利用いただけます。	35年以内	1億円
しんきん住宅ローン「住まいるアシスト」(全国保証(株)保証)	住宅ローンの借り換えや、リフォームに活用できるローンです。保証人不要・担保不要なので、気兼ねなくご利用いただけます。	20年以内	1,000万円
しんきん住宅ローン「住まいるいちばんセレクト」(全国保証(株)保証)	住宅ローンの借り換えと、借り換えと同時にを行うリフォームや設備に活用できるローンです。保証人不要・担保不要なので、気兼ねなくご利用いただけます。	20年以内	1,500万円
無担保住宅ローン・無担保住宅ローンプライム	保証人不要・担保不要で、気兼ねなくご利用いただける住宅ローンです。新築からリフォーム、土地購入、借り換えまで、住宅に関する幅広い用途に対応しています。所定の条件に当てはまる方はプライムプランをご利用いただけます。	20年以内	1,500万円

リフォームローン

種類	お使いみち	期間	ご融資限度額
リフォームプラン・リフォームプランプライム	リフォームや修繕、借り換えなどに活用できるローンです。保証人不要・担保不要なので、気兼ねなくご利用いただけます。所定の条件に当てはまる方はプライムプランをご利用いただけます。	15年以内	1,000万円
リフォームプラン・エコ	太陽光発電システムや電気自動車用充電設備など、エコ関連設備の購入・設置・修繕に活用できるローンです。保証人不要・担保不要なので、気兼ねなくご利用いただけます。	15年以内	1,000万円

教育ローン

種類	お使いみち	期間	ご融資限度額
教育ローン・教育ローンプライム	学校納付金（入学金・授業料・寄付金等）のほか、就学に関わる書籍や引越にも活用できるローン。返済計画が立てやすい固定金利型です。インターネットからお申込みの方等、所定の条件に当てはまる方はプライムプランをご利用いただけます。	16年以内	1,000万円
しんきん教育カードローン「夢応援」	就学に関わるすべての費用に活用できるカードローン。お子様の在学中は、限度額の範囲内で繰り返しお借入れが可能です。卒業時に証書貸付に切り替わり、分割返済となります。	5年以内（証書貸付への切り替え後は10年以内）	500万円

マイカーローン

種類	お使いみち	期間	ご融資限度額
しんきんカーライフプラン・カーライフプランプライム	自家用車や二輪車の購入資金のほか、車検費用や免許取得費用などにもご利用いただけます。インターネットからお申込みの方等、所定の条件に当てはまる方はプライムプランをご利用いただけます。	10年以内	1,000万円

カードローン・フリーローン

種類	お使いみち	期間	ご融資限度額
しんきんカードローン	お使いみちが自由なカードローン。融資限度額まで、いつでもATMからお借入れが可能です。保証人・担保不要で気兼ねなくご利用いただけます。	2年間（2年ごとに更新）	10万円・30万円・50万円・100万円
しんきんきやっする900カードローン	お使いみちが自由なカードローン。融資限度額まで、いつでもATMからお借入れが可能です。主婦・パート・アルバイト・年金受給者の方もご利用いただけます。	5年間（自動更新）	900万円
しんきんシルバーきやっするカードローン	満60歳以上69歳以下で、年金を受給されている方向けのカードローンです。融資限度額まで、いつでもATMからお借入れが可能です。	5年間（自動更新）	50万円
しんきんスピードローン	お使いみちが自由なフリーローン。個人消費資金のほか、事業性資金にも活用できます。主婦・パート・アルバイト・年金受給者の方にもご利用いただけます。	10年以内	500万円
スーパーフリーローン	お使いみちが自由なフリーローン。主婦・パート・アルバイト・年金受給者の方もご利用いただけます。	10年以内	1,000万円
ときめきローン	お使いみちが自由なフリーローン。個人消費資金のほか、事業性資金やおまとめ資金にも活用できます。	10年以内	500万円

職域サポートローン

種類	お使いみち	期間	ご融資限度額
職域サポートローン	当金庫と「職域サポート契約」を締結いただいた事業所にお勤めの方向けのローンです。通常のフリーローンよりもおトクな金利でご利用いただけます。正社員の方だけでなく、パート・アルバイト等の非正規社員の方もお申し込みいただけます。自動車の購入や修理、住宅の購入やリフォーム、就学に関わる資金など、幅広い用途に活用できます。	3ヶ月以上10年以内	500万円

その他のローン

種類	お使いみち	期間	ご融資限度額
福祉プラン	介護用機器の購入や、老人ホームの入居一時金などにご利用いただけます。お申込みされた方のご親族の介護費用のためのローンです。	10年以内	500万円
シニアライフローン	満60歳以上で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方向けのローンです。リフォームや自動車の購入、旅行など、幅広い用途でご利用いただけます。	10年以内	100万円
くらしのローン	生活を営むための資金としてご利用いただけるローンです。返済計画が立てやすい固定金利型です。	10年以内	500万円

事業資金

種類	お使いみち	期間	ご融資金額（極度額）
手形割引	一般商業手形の割引をいたします。		
手形貸付	仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。		
証書貸付	設備資金など長期の資金をご融資いたします。		
当座貸越	約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。		
消費税特別融資	消費税専用積金「納め上手」の加入者に、消費税納付資金をご融資いたします。	1年以内	500万円以内
スーパーローンⅡ	店舗工場の新築などの事業資金、住宅、アパートなどの個人財産形成資金等幅広い用途にご利用いただける長期、大型のローンです。	35年以内	1億円以内
大型オーナーズローンⅡ	事業資金の必要なお客様に一定の枠内で繰返しご利用いただける大型のローンです。	2年毎の更新契約	1億円以内
オーナーズローンⅡ	事業資金の必要なお客様に一定の枠内で繰返しご利用いただけるローンです。	2年毎の更新契約	1,000万円以内
各種制度融資	当金庫では、新潟県、長岡市、見附市、南魚沼市、小千谷市などの有利な制度資金を取扱いいたしております。		
代理業務貸付	住宅金融支援機構、（独）福祉医療機構、年金資金運用基金、日本政策金融公庫、信金中央金庫などのご融資のお取扱いは当金庫の窓口をご利用下さい。		

その他

クレジットカード	「しんきんカード」をはじめ、各種カードの紹介が可能です。
リースのご案内	しんきんリース(株)が提供する機械設備や自動車などのリースの紹介が可能です。

詳しくはお近くの長岡信用金庫の窓口にてお問い合わせください。

主な手数料（税込）

振込手数料

		3万円未満		3万円以上	
		会員	会員外	会員	会員外
窓口扱	他行あて電信振込	660円		880円	
	当金庫あて	220円		440円	
	他行あて文書振込※1	660円		880円	
A T M扱	他行あて	現金扱	440円		660円
		電信振込	キャッシュカード	275円	
	当金庫あて	現金扱	110円		330円
		キャッシュカード	55円	110円	220円
法人インターネット テレホンバンキング テレサービス(HB・FB)	他行あて電信振込	275円		440円	
	当金庫 本支店あて	55円	110円	220円	275円
	当金庫 同一店内他の口座あて	無料		無料	
個人インターネット	他行あて電信振込	275円		440円	
	当金庫あて	無料		無料	
為替自動振込	他行あて電信振込	550円		770円	
	当金庫あて	165円	220円	330円	440円

※1.A T Mによる振込は、平日8:00~8:45および18:00以降、土曜日は14:00以降、日曜、祝日にご利用の場合は、振込手数料とは別に、1件につき110円の時間外手数料がかかります。

出資会員割引

割引対象取引（当金庫あて振込取引に適用されます）	手数料額	割引後手数料
A T M利用振込（現金扱いは除きます）	110円	55円
法人インターネットバンキング利用振込	220円	165円
テレホンバンキング利用振込	275円	220円
ホーム、ファームバンキング（HB/FB）利用振込、自動振込	440円	330円

代金取立手形手数料

取立手数料	電子交換所	当金庫あて	同一店内 ※1	小切手	
				手数料	枚数
				無料	
				1件につき	220円
			本支店間	1件につき	220円
		他行あて		1件につき	440円
個別取立 ※2				1件につき	1,100円
不渡手形返却料				1件につき	1,100円
取立手形組戻料				1件につき	1,100円

※1.小切手については、支払場所と受入店が同一の場合は無料となります。ただし、支払場所と受入店が異なる場合でも、同一建物内であれば、同一店（無料）としてお取扱いたします。

※2.電子交換所に参加しない金融機関への取立の場合等、郵送で取立を行うものです。

アンサー基本手数料

	月間基本手数料（1口座につき）
アンサーサービス（テレサービス（HB・FB）、法人インターネットバンキングサービスを含む）	1,100円
個人インターネットバンキングサービス	110円 （令和6年3月31日までは無料） 出資会員 無料 ワンタイムパスワード利用料 無料

両替手数料

1枚以上50枚以下	無料
51枚以上500枚以下	330円
501枚以上1,000枚以下	660円
1,001枚以上2,000枚以下	1,320円
2,001枚以上	1,000枚毎に660円加算

※ 両替枚数は、お客様の「ご持参現金の合計枚数」と「ご希望金種の受取枚数」のいずれが多いほうの枚数とさせていただきます。

※ 現金による払い戻し時に金種を指定される場合、「払い戻し枚数から、一万円札を除いた枚数」に応じ、両替と同種の手数料を適用させていただきます。

※ 同日に複数回に分けて両替した場合は、合算した枚数に応じた手数料とさせていただきます。

※ 以下の両替につきましては、無料とさせていただきます。

- (1) 汚損した現金の交換 (2) 記念硬貨の交換 (3) 同一金種の新券への交換

資料編

ディスクロージャーの記載事項

※信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）に基づくディスクロージャーの記載事項

〔目次〕

（信用金庫法施行規則第 132 条等における規定）

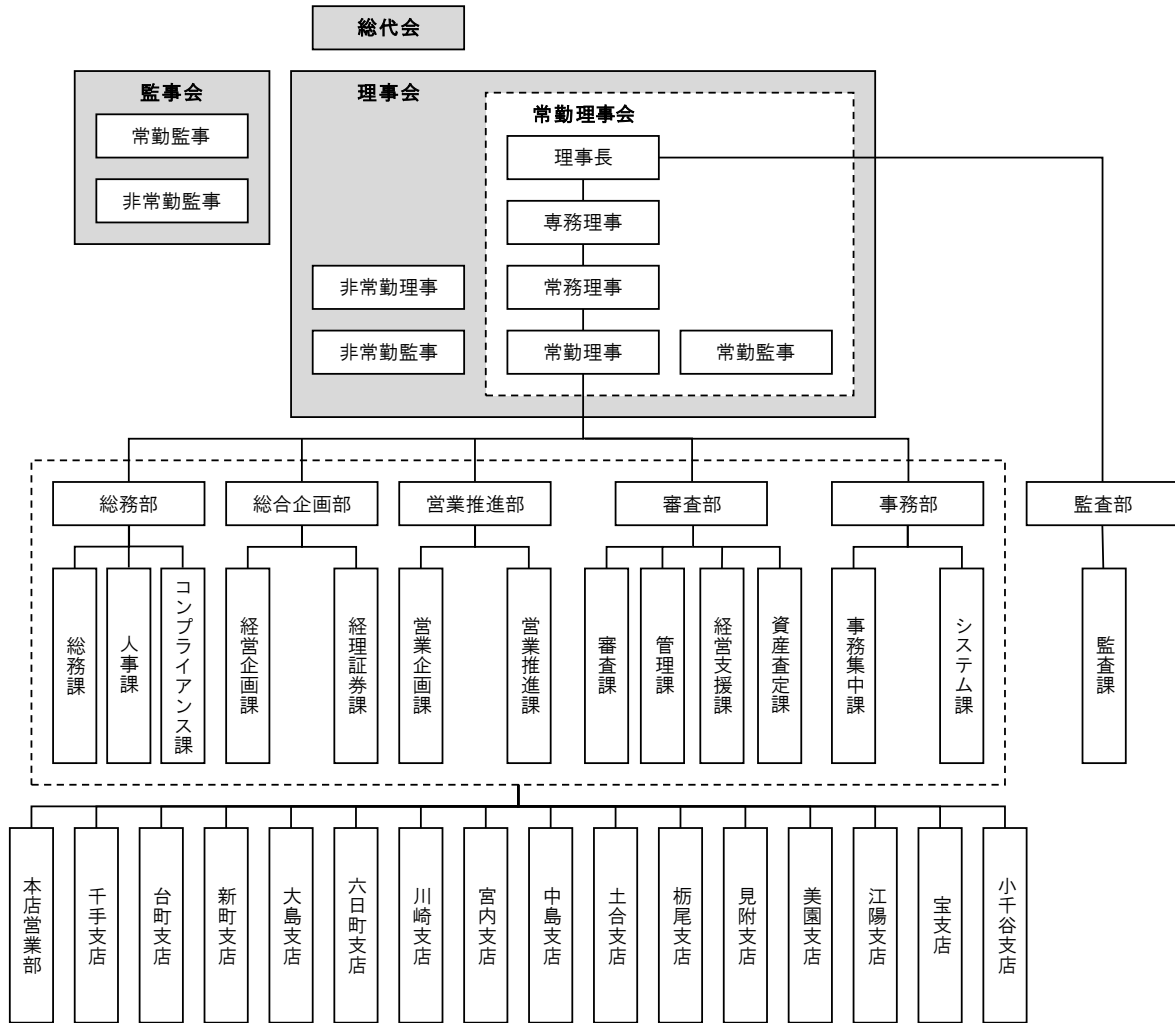
1. 概況及び組織に関する事項	
イ. 事業の組織	17
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	17
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	17
ニ. 事務所の名称及び所在地	18
ホ. 代理業者に関する事項	(該当ありません)
2. 主要な事業の内容	19
3. 主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	20
ロ. 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況を示す指標	20
(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当期純利益又は当期純損失	
(4) 出資総額及び出資総口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 預金積金残高	
(8) 貸出金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 単体自己資本比率	
(11) 出資に対する配当金	
(12) 職員数	
ハ. 直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
● 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約益を除く。）	21
● 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	21
● 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	21
● 受取利息及び支払利息の増減	22
● 総資産経常利益率	22
● 総資産当期純利益率	22
(2) 預金に関する指標	
● 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	22
● 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	22
(3) 貸出金に関する指標	
● 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	23
● 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	23
● 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	23
● 使途別の貸出金残高	23
● 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	24
● 預貸率の期末値及び期中平均値	24
(4) 有価証券に関する指標	
● 商品有価証券の種類別の平均残高	25
● 有価証券の種類別の残存期間別の残高	25
● 有価証券の種類別の平均残高	25
● 預証率の期末値及び期中平均値	25
4. 事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制	26
ロ. 法令遵守の体制	26～27
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	27
※ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	27
ニ. 金融 A D R 制度への対応	28～29

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	30~37
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	38
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	
(4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	
(5) 正常債権	
ハ. 自己資本の充実の状況	
(1) 定性的な開示事項	39~41
(2) 自己資本の構成に関する開示事項	42
(3) 定量的な開示事項	43~47
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	48
(2) 金銭の信託	49
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引	49
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	49
ヘ. 貸出金償却の額	49
ト. 会計監査人による監査を受けている旨	49
※ 確認書	
(直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した代表者署名)	49
6. 報酬等の状況	50
7. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び 検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	(該当ありません)

1. 概況及び組織に関する事項

イ. 事業の組織

事業の組織図（令和5年6月末現在）



ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名

役員一覧（令和5年6月末現在）

理事長	佐藤 光一	
専務理事	山田 敬司	総合企画部長
常務理事	本田 直利	営業推進部長
理事	日山 貴史	総務部長
理事	佐野 文彦	審査部長
理事	伊東 心	本店営業部長 兼 中島支店長
理事（非常勤）	監物 春夫（注）1	
理事（非常勤）	安藤 栄治（注）1	
監事	外山 俊栄	
監事（非常勤）	渡邊 仁（注）2	
監事（非常勤）	江畑 正人	

（注）1. 理事 監物 春夫、安藤 栄治は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

（注）2. 監事 渡邊 仁は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

ハ. 会計監査人の氏名又は名称

（令和5年6月末現在）

会計監査人の名称	EY 新日本有限責任監査法人
----------	----------------

二. 事務所の名称及び所在地

店舗一覧（令和5年6月末現在）

本店営業部	長岡市大手通2丁目4番地7	0258 (36) 4343
中島支店		
千手支店	長岡市千手2丁目1番7号	0258 (35) 0420
台町支店	長岡市台町1丁目3番7号	0258 (32) 5480
新町支店	長岡市新町2丁目1番15号	0258 (32) 6460
大島支店	長岡市大島本町3丁目12番地11	0258 (27) 0111
川崎支店	長岡市干場1丁目2番9号	0258 (35) 2441
宮内支店	長岡市宮内3丁目8番6号	0258 (35) 3141
土合支店	長岡市住吉2丁目1番27号	0258 (36) 1037
栃尾支店	長岡市谷内2丁目3番26号	0258 (52) 1122
美園支店	長岡市美園1丁目2番1号	0258 (36) 8111
江陽支店	長岡市下柳2丁目7番24号	0258 (28) 1771
宝支店	長岡市宝3丁目1番地7	0258 (21) 2200
六日町支店	南魚沼市六日町794番地4	025 (772) 4100
見附支店	見附市新町2丁目3番23号	0258 (62) 5111
小千谷支店	小千谷市城内2丁目9番4号	0258 (81) 1000

営業地区

長岡市、小千谷市、十日町市（ただし旧松代町、旧松之山町を除く）、柏崎市（ただし大字上輪、大字高畔、大字蕨野、旧高柳町を除く）、見附市、三条市、燕市、三島郡、刈羽郡、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡、中魚沼郡
--

2. 主要な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。(6)において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって金銭債権(民法(明治29年法律第89号)第3編第1章第7節第1款に規定する指図証券、同節第2款に規定する記名式所持人払証券、同節第3款に規定するその他の記名証券及び同節第4款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権を除く。以下(6)において同じ。)又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下(6)において同じ。)その他特定社債に準ずる有価証券(以下「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
 - (7) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、東日本建設業保証株式会社、一般社団法人しんきん保証基金、財団法人研究開発型企業育成センター、一般財団法人建設業振興基金、日本銀行、一般社団法人全国石油協会、公益財団法人不動産流通推進センター
 - (9) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る)
イ、金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (15) 金融等デリバティブ取引((5)および(14)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (16) ファイナンス・リース取引の媒介(会員又はこれに準ずる者として信用金庫法施行規則で定めるもののためにするものに限る。)
 - (17) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
 - (18) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (4) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

3. 主要な事業に関する事項

イ. 直近の事業年度における事業の概況

令和4年度は、「新型コロナウイルス」も3年目となり、感染状況も感染防止対策の徹底やワクチン接種の効果もあり、年度終盤には感染者数の減少と症状の軽症化も現れてきました。主要国の中ではコロナ対応が慎重であった我が国も、行動制限の緩和が進み、人の動きについてはコロナ前の日常に戻りつつあります。

世界ではエネルギー価格・原材料価格等の高騰やウクライナ情勢、金融市場の動向など、様々なリスクが山積している状況ですが、昨年秋のサッカーワールドカップや、本年3月にあった野球のWBCでの日本チームの活躍は、国民に自信と感動を与えたものでした。このことは、改めて日本の強さ、日本経済の回復成長の一つの足掛かりとなるものと期待したいところです。

こうした中、当金庫も引き続きコロナ融資先へのモニタリングを徹底し、業況・資金繰りにより取引先に応じた出口戦略の提案等、地域取引先の資金繰りを支え、事業継続・事業再構築などに関する課題解決営業や、地域経済の回復に向けた支援を最重要課題として積極的に取り組んでまいりました。また、各種セミナーやSDGs推進、新たな地域貢献活動にも取り組んだ結果、年度末預金残高 2,196 億円、貸出金 905 億円となりました。

一方収益面では、金融緩和政策の継続や貸出金の金利競合など低金利環境が続く反面、海外では市場金利上昇による債券価格の下落等、不安定な金融環境ではありましたが、バランスのとれた運用とリスクテイクに努め、コア業務純益は 536 百万円、当期純利益は 318 百万円を確保することができました。

ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

(1) 経常収益、(2) 経常利益又は経常損失、(3) 当期純利益又は当期純損失、(4) 出資総額及び出資総口数、(5) 純資産額、(6) 総資産額、(7) 預金積金残高、(8) 貸出金残高、(9) 有価証券残高、(10) 単体自己資本比率、(11) 出資に対する配当金、(12) 職員数

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
経常収益 (千円)	2,521,584	2,722,587	2,492,035	2,509,751	2,575,425
経常利益 (千円)	260,279	251,387	286,199	303,571	393,173
当期純利益 (千円)	184,949	106,055	269,528	208,698	318,068
出資総額 (百万円)	540	541	546	543	542
出資総口数 (千口)	1,081	1,083	1,092	1,087	1,085
純資産額 (百万円)	13,233	11,860	12,870	11,919	9,462
総資産額 (百万円)	222,007	222,761	242,927	246,572	232,762
預金積金残高 (百万円)	204,016	207,440	216,185	218,856	219,687
貸出金残高 (百万円)	87,232	87,299	90,420	89,861	90,580
有価証券残高 (百万円)	95,844	92,926	101,289	102,015	97,777
単体自己資本比率 (%)	14.67	14.32	14.33	14.52	15.36
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	10	10	10	10	10
役員数 (人)	12	10	11	11	11
うち常勤役員数 (人)	8	6	7	7	7
職員数 (人)	172	163	161	162	161
会員数 (人)	17,987	17,841	17,434	17,055	16,774

ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

- 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
- 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支

業務粗利益（単位：千円、％）

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	2,201,882	2,263,277
資金運用収益	2,231,256	2,284,470
資金調達費用	29,373	21,192
役員取引等収支	20,902	24,639
役員取引等収益	190,067	189,457
役員取引等費用	169,165	164,817
その他の業務収支	38,949	△ 98,611
その他業務収益	46,876	37,366
その他業務費用	7,927	135,978
業務粗利益	2,261,735	2,189,306
業務粗利益率	0.91	0.89

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（令和3年度一千円、令和4年度一千円）を控除して表示しております。

(注) 2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
業務純益	370,719	410,034
実質業務純益	417,945	410,034
コア業務純益	414,104	536,438
コア業務純益 （投資信託解約損益を除く。）	414,104	536,438

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

(注) 2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

(注) 3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや

資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（％）	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	246,994	245,916	2,231,256	2,284,470	0.90	0.92
うち貸出金	89,041	89,406	1,313,679	1,304,229	1.47	1.45
うち預け金	50,027	43,284	94,949	86,024	0.18	0.19
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	101,565	103,870	765,949	819,367	0.75	0.78
資金調達勘定	238,228	236,830	29,373	21,192	0.01	0.00
うち預金積金	223,786	226,243	27,678	20,573	0.01	0.00
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	14,353	10,499	1,252	181	0.00	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和3年度347百万円、令和4年度467百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和3年度0百万円、令和4年度1百万円）及び利息（令和3年度0千円、令和4年度1千円）を、それぞれ控除して表示しております。

利鞘（単位：％）

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	0.90	0.92
資金調達原価率	0.78	0.76
総資金利鞘	0.12	0.16

● 受取利息及び支払利息の増減

受取・支払利息の増減（単位：千円）

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	190,185	△ 153,233	36,952	△ 9,702	62,916	53,214
うち貸出金	22,046	△ 32,861	△ 10,815	5,365	△ 14,815	△ 9,450
うち預け金	28,018	△ 5,695	22,323	△ 12,137	3,212	△ 8,925
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	24,464	△ 14,280	10,184	17,287	36,131	53,418
支払利息	2,023	△ 10,181	△ 8,158	△ 139	△ 8,042	△ 8,181
うち預金積金	715	△ 8,586	△ 7,871	245	△ 7,350	△ 7,105
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	14,384	△ 14,645	△ 261	△ 335	△ 736	△ 1,071

（注）1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含める方法によって算出しております。

● 総資産経常利益率

● 総資産当期純利益率

利益率（単位：％）

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.12	0.15
総資産当期純利益率	0.08	0.12

（注）1. 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

（2）預金に関する指標

● 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	95,099	99,146
うち有利息預金	80,894	84,855
定期性預金	128,168	126,558
うち固定金利定期預金	117,639	116,700
うち変動金利定期預金	25	25
その他	518	537
計	223,786	226,243
譲渡性預金	—	—
合計	223,786	226,243

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

（注）2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

● 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

定期預金残高（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
定期預金	116,078	114,215
固定金利定期預金	116,052	114,188
変動金利定期預金	26	26
その他	—	—

(3) 貸出金に関する指標

● 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

貸出金平均残高（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
手形貸付	5,160	5,448
証書貸付	78,693	78,797
当座貸越	4,542	4,571
割引手形	645	589
合計	89,041	89,406

● 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

貸出金残高（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
貸出金	89,861	90,580
固定金利	51,104	49,352
変動金利	38,757	41,227

● 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	2,255	2,273
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	24,187	23,490
その他	10	10
計	26,453	25,774
信用保証協会・信用保険	31,906	33,316
保証	2,652	2,840
信用	28,848	28,647
合計	89,861	90,580

債務保証見返の担保別内訳（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	9	8
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
計	9	8
信用保証協会・信用保険	22	20
保証	0	—
信用	79	63
合計	112	92

● 使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高（単位：百万円、%）

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	23,045	25.6	23,544	25.9
運転資金	42,086	46.8	42,411	46.8
住宅ローン	20,536	22.8	20,527	22.6
消費者ローン	4,192	4.6	4,095	4.5
合計	89,861	100.0	90,580	100.0

● 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳（単位：先、百万円、％）

	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	377	11,924	13.2	367	11,770	12.9
農業、林業	5	14	0.0	4	17	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	6	338	0.3	6	320	0.3
建設業	416	7,844	8.7	422	7,990	8.8
電気、ガス、熱供給、水道業	3	106	0.1	4	128	0.1
情報通信業	14	165	0.1	12	216	0.2
運輸業、郵便業	32	1,719	1.9	31	1,809	1.9
卸売業、小売業	304	4,800	5.3	296	4,903	5.4
金融業、保険業	18	8,834	9.8	18	9,824	10.8
不動産業	315	17,599	19.5	313	17,145	18.9
物品賃貸業	2	72	0.0	2	71	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	29	325	0.3	32	553	0.6
宿泊業	12	598	0.6	11	572	0.6
飲食業	141	1,469	1.6	141	1,422	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	99	936	1.0	99	997	1.1
教育、学習支援業	4	123	0.1	5	125	0.1
医療、福祉	24	1,122	1.2	30	1,506	1.6
その他のサービス	155	1,327	1.4	154	1,554	1.7
小計	1,956	59,324	66.0	1,947	60,931	67.2
国・地方公共団体等	5	5,807	6.4	5	5,025	5.5
個人	4,814	24,729	27.5	4,615	24,623	27.1
合計	6,775	89,861	100.0	6,567	90,580	100.0

（注）1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 預貸率の期末値及び期中平均値

預貸率（単位：％）

	令和3年度	令和4年度
期末預貸率	41.05	41.23
期中平均預貸率	39.78	39.51

（注）1. 預貸率＝貸出金／（預金積金＋譲渡性預金）×100

(4) 有価証券に関する指標

● 商品有価証券の種類別の平均残高（該当ありません）

● 有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和3年度（単位：百万円）

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	3,014	206	—	—	—	4,561	—	7,782
地方債	2,488	4,592	1,163	—	4,241	3,610	—	16,096
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,515	7,013	4,861	3,493	9,358	16,558	—	43,800
株式	—	—	—	—	—	—	172	172
外国証券	1,103	2,297	3,823	4,813	3,903	12,840	965	29,746
その他の証券	199	265	2,709	493	310	—	437	4,417

令和4年度（単位：百万円）

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	205	—	—	—	5,361	—	5,566
地方債	1,460	4,268	—	1,167	3,606	3,764	—	14,267
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,621	5,624	4,754	4,794	8,462	15,906	—	43,163
株式	—	—	—	—	—	—	233	233
外国証券	801	3,970	3,050	4,955	3,917	12,980	1,368	31,044
その他の証券	182	979	1,678	96	193	—	371	3,502

● 有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
国債	7,176	6,523
地方債	16,312	15,503
短期社債	—	—
社債	44,743	44,883
株式	138	125
外国証券	28,701	32,310
その他の証券	4,493	4,524
合計	101,565	103,870

● 預証率の期末値及び期中平均値

預証率（単位：％）

	令和3年度	令和4年度
期末預証率	46.61	44.50
期中平均預証率	45.38	45.91

（注）1. 預証率＝有価証券／（預金積金＋譲渡性預金）×100

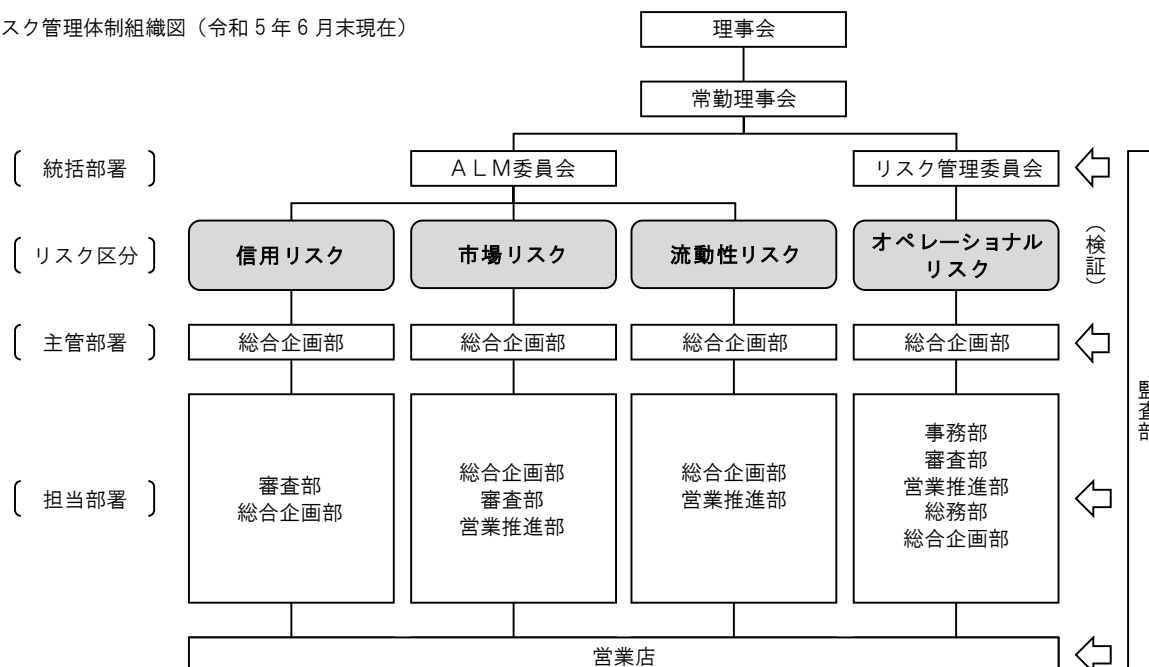
4. 事業の運営に関する事項

イ. リスク管理の体制

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、多岐にわたる様々なリスクの把握と適切な管理を通じて、経営の健全性確保と収益の向上を図っています。

当金庫のリスク管理体制は、理事会を最終意思決定機関、ALM委員会とリスク管理委員会をリスク管理統括部署として位置づけ、リスクごとに担当部署が管理要領等を制定し、常時リスクの把握、管理に努めているとともに、監査部がリスク管理状況の検証を実施し、金庫全体のリスク管理の高度化に努めております。

リスク管理体制組織図（令和5年6月末現在）



- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。
- 市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。
- 流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
- オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

ロ. 法令遵守の体制

コンプライアンス（法令等遵守）について

金融機関にとって地域の皆様から信頼され信用を維持して行くことがもっとも大切なことであり、当金庫も信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を果たすため法令等遵守（コンプライアンス）を経営上、最重要課題の一つとして位置付け役職員一人ひとりが自覚と責任を持って取り組んでおります。

営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、具体的な手引書および行動指針として「コンプライアンスの手引き」を全員に配付し、指導、啓蒙に努めております。

今後も、すでに導入済みの「コンプライアンス検定試験」および定期的な研修会を一層充実させ、コンプライアンス重視の企業風土の醸成と業務運営に努力していく所存であります。

コンプライアンス基本方針について

当金庫は、高い公共性と地域社会への貢献を使命としています。この使命を果たしていくため、倫理性の堅持と法令等の遵守、地域社会への貢献や顧客本位の業務運営、働きやすい職場環境の醸成を目指し、下記の方針をもとに、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、役職員一人ひとりが、自覚と責任をもって取り組んでまいります。

コンプライアンス基本方針

1. 役職員は、信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営に努めます。
2. 役職員は、あらゆる法令・規則・規範を厳格に遵守し、かりにも社会の批判を受けることのないよう、適正な業務運営に努めます。
3. 役職員は、顧客本位の業務運営を通じて、質の高い金融サービス等の提供に努めます。
4. 役職員は、経営等の情報の積極的、公正な開示をはじめとして、広く地域社会とコミュニケーションを図り、ステークホルダーの声を受けとめ、信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。
5. 役職員は、全ての人々の人権を尊重し、健全で風通しの良い職場環境の確保に努めます。
6. 役職員は、反社会的勢力に対して断固としてこれを排除し、関係遮断を徹底します。また、マネロン対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

創業・新規事業開拓の支援

① 創業・新事業支援融資実績（令和4年度中） 37件、177百万円

成長段階における支援

① ビジネスマッチングの取組み（令和4年度中）

(株)高島屋との個別商談会（しんきん地域創生ネットワーク(株)企画）・・・ 令和4年8月開催、お取引先2社参加
 新潟県しんきん個別商談会・・・ 令和4年9月開催、お取引先10社参加

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善支援等の取組み実績（令和4年度中）

【令和4年4月～令和5年3月】（単位：先数、%）

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数				経営改善支援取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
		α	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	α のうち再生計画を策定している全ての先数 δ			
①正常先	1,766	0	0	0	0	0.0%	-	
②要注意先（うちその他要注意先）	272	17	2	15	14	6.3%	11.8%	
③要注意先（うち要管理先）	6	0	0	0	0	0.0%	-	
④破綻懸念先	49	4	0	4	4	8.2%	0.0%	
⑤実質破綻先	20	0	0	0	0	0.0%	-	
⑥破綻先	2	0	0	0	0	0.0%	-	
小計（②～⑥の計）	349	21	2	19	18	6.0%	9.5%	
合計	2,115	21	2	19	18	1.0%	85.7%	

地域活性化に関する取組状況

当金庫は、地域活性化に資するため、「長岡しんきん地域振興基金」事業など様々な地域貢献活動に取組んでいます。

※ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	149件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.7%
保証契約を解除した件数	44件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り）	0件

二. 金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部コンプライアンス課で受け付けています。

- ① 苦情等のお申し出があった場合、申し出内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店・関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底して再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は、営業店または次の担当部署へお申し出下さい。

	長岡信用金庫 総務部 コンプライアンス課
住所	〒940-8660 新潟県長岡市大手通 2 丁目 4 番地 7
電話番号	0258-37-5430
FAX番号	0258-35-2445
Eメール	shinkin@nagaoka-shinkin.com
受付時間	9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体	電話、手紙、面談、FAX、Eメール

※お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④ 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する「関東地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部コンプライアンス課にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	関東地区しんきん相談所 (一般社団法人関東信用金庫協会)
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	〒104-0031 東京都中央区京橋 3-8-1
電話番号	03-3517-5825	03-5524-5671
受付日 時間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

- ⑤ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等並びに新潟県弁護士会が設置運営する示談あっせんセンターで紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部コンプライアンス課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名称	東京三弁護士会			新潟県弁護士会
	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	新潟県弁護士会示談あっせんセンター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒951-8126 新潟県新潟市中央区学校町通 1-1
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	025-222-5533
受付日 時間	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00

- ⑥ 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

（１）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客様は、新潟県弁護士会の示談あっせんセンター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

（２）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、新潟県弁護士会の示談あっせんセンター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

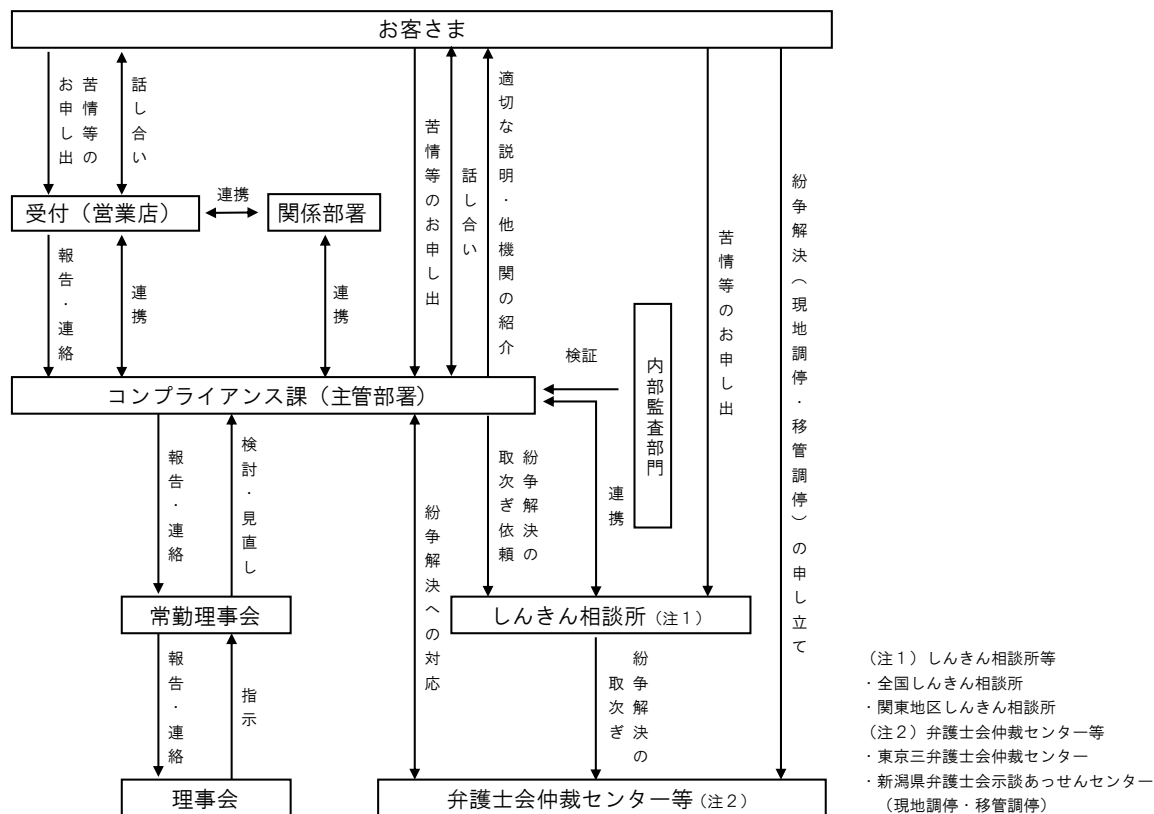
- ⑦ 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- （１）営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部コンプライアンス課がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- （２）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部コンプライアンス課が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- （３）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を営業店および総務部コンプライアンス課から行います。

- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

苦情等への取組体制



5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

貸借対照表（単位：百万円）

科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
	令和4年3月31日 現在	令和5年3月31日 現在		令和4年3月31日 現在	令和5年3月31日 現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,185	2,431	預金積金	218,856	219,687
預け金	42,613	32,404	当座預金	4,025	3,999
買入金銭債権	7,481	7,150	普通預金	86,775	90,307
有価証券	102,015	97,777	貯蓄預金	618	628
国債	7,782	5,566	通知預金	-	15
地方債	16,096	14,267	定期預金	116,078	114,215
社債	43,800	43,163	定期積金	10,387	9,668
株式	172	233	その他の預金	971	854
その他の証券	34,163	34,546	借用金	15,152	3,000
貸出金	89,861	90,580	借入金	15,152	3,000
割引手形	625	496	その他負債	320	310
手形貸付	4,957	4,930	未決済為替借	20	25
証書貸付	78,971	79,909	未払費用	53	57
当座貸越	5,307	5,243	給付補填備金	5	5
その他資産	1,245	1,283	未払法人税等	24	1
未決済為替貸	11	17	前受収益	74	72
信金中金出資金	930	930	払戻未済金	2	2
未収収益	286	305	払戻未済持分	1	2
その他の資産	15	29	職員預り金	84	87
有形固定資産	1,712	1,670	資産除去債務	-	21
建物	576	561	その他の負債	51	35
土地	1,003	1,000	賞与引当金	52	54
その他の有形固定資産	132	108	退職給付引当金	53	18
無形固定資産	9	7	役員退職慰労引当金	66	83
ソフトウェア	4	2	睡眠預金払戻損失引当金	18	16
その他の無形固定資産	5	5	偶発損失引当金	19	36
繰延税金資産	436	447	債務保証	112	92
債務保証見返	112	92	負債の部合計	234,652	223,300
貸倒引当金	△ 1,101	△ 1,083	(純資産の部)		
(うち個別貸倒引当金)	(△ 973)	(△ 970)	出資金	543	542
			普通出資金	543	542
			利益剰余金	12,023	12,330
			利益準備金	546	543
			その他利益剰余金	11,476	11,786
			特別積立金	11,000	11,200
			(地域振興基金積立金)	(300)	(300)
			当期未処分剰余金	476	586
			処分未済持分	△ 0	△ 0
			会員勘定合計	12,566	12,872
			その他有価証券評価差額金	△ 647	△ 3,410
			評価・換算差額等合計	△ 647	△ 3,410
			純資産の部合計	11,919	9,462
資産の部合計	246,572	232,762	負債及び純資産の部合計	246,572	232,762

注記事項（貸借対照表関係）

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - ・建物 7年～39年
 - ・その他 3年～35年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、審査部が二次査定を行い、当該各部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は310百万円であります。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△ 66,857百万円

- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月31日現在） 0.1816%

- ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金31百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。
12. 役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,083百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 447百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

減損損失 3百万円、有形固定資産 1,670百万円

有形固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。有形固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについて一定の仮定を設定しております。この仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、減損損失及び有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 62百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額 2,652 百万円
 16. 有形固定資産の圧縮記帳額 23 百万円
 17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、A T Mの一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	302 百万円
危険債権額	3,686 百万円
三月以上延滞債権額	1 百万円
貸出条件緩和債権額	513 百万円
合計額	4,504 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります

19. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は496百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	4,000 百万円（借入金担保）
有価証券	9,416 百万円（借入金担保及び歳入代理店共通担保）

担保資産に対応する債務

借入金	3,000 百万円
-----	-----------

上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金6,000百万円を、公金取扱等の担保として保証金1百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち上記以外の保証金は0百万円であります。

21. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は290百万円あります。

22. 出資1口当たりの純資産額8,717円60銭

23. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（A L M）をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。

A L Mに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M委員会において決定されたA L Mに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会等の監督の下、資金運用基準、資金運用限度枠基準に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会等及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、9,865百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「買入金銭債権」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間252日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で5,873百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.4. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	32,404	32,428	23
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	290	288	1
其他有価証券	97,472	97,472	—
(3) 貸出金 (*1)	90,580		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,083		
	89,497	91,017	1,520
金融資産計	219,663	221,205	1,544
(1) 預金積金 (*1)	219,687	219,833	146
(2) 借入金 (*1)	3,000	3,000	0
金融負債計	222,687	222,833	146

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(国債金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自金庫保証付私募債は、直近の自己査定規程における「債務者区分」にスプレッドを対応させ算出した結果を時価に代わる金

額として記載しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については25. から27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（国債金利）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（国債金利）を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（国債金利）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	15
合計	15

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	50	50	0
	その他	—	—	—
	小計	50	50	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	240	238	△ 1
	その他	—	—	—
	小計	240	238	△ 1
合計		290	288	△ 1

その他有価証券（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	217	109	108
	債券	18,689	18,506	182
	国債	1,144	1,120	23
	地方債	7,029	6,948	81
	短期社債	—	—	—
	社債	10,516	10,438	77
	その他	3,763	3,585	177
	小計	22,670	22,201	468
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	44,017	46,008	△ 1,991
	国債	4,422	4,690	△ 268
	地方債	7,237	7,554	△ 316
	短期社債	—	—	—
	社債	32,357	33,763	△ 1,406
	その他	30,783	32,950	△ 2,166
	小計	74,801	78,959	△ 4,157
合計		97,472	101,161	△ 3,688

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	2,216	9	1
国債	1,706	7	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	509	1	1
その他	683	—	116
合計	2,900	9	118

27. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は、以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価に対して、50%以上下落した銘柄。
- ・時価が取得原価に対して、30%以上50%未満下落し、時価の推移や格付が一定水準以下の銘柄。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,869百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,167百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金・償却	354	百万円
退職給付引当金	5	
減価償却	34	
減損損失	40	
有価証券償却	22	
賞与引当金	15	
役員退職慰労引当金	23	
税務上の繰越欠損金	9	
その他	45	
その他有価証券評価差額金	1,049	
繰延税金資産小計	1,596	
評価性引当額	△ 1,120	
繰延税金資産合計	475	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	27	
繰延税金負債合計	27	
繰延税金資産の純額	447	

30. 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

損益計算書（単位：千円）

科目	令和3年度	令和4年度
	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
経常収益	2,509,751	2,575,425
資金運用収益	2,231,256	2,284,470
貸出金利息	1,313,679	1,304,229
預け金利息	94,949	86,024
有価証券利息配当金	765,949	819,367
その他の受入利息	56,677	74,849
役務取引等収益	190,067	189,457
受入為替手数料	85,308	80,607
その他の役務収益	104,759	108,849
その他業務収益	46,876	37,366
国債等債券売却益	9,930	9,493
その他の業務収益	36,946	27,873
その他経常収益	41,550	64,130
貸倒引当金戻入益	-	9,112
償却債権取立益	35,487	52,565
株式等売却益	17	-
金銭の信託運用益	0	-
その他の経常収益	6,045	2,452
経常費用	2,206,180	2,182,251
資金調達費用	29,373	21,192
預金利息	24,621	17,764
給付補填備金繰入額	3,057	2,808
借入金利息	1,252	181
その他の支払利息	442	438
役務取引等費用	169,165	164,817
支払為替手数料	22,887	17,132
その他の役務費用	146,277	147,685
その他業務費用	7,927	135,978
国債等債券売却損	229	118,203
国債等債券償還損	5,860	17,694
その他の業務費用	1,837	80
経費	1,846,212	1,784,674
人件費	1,185,288	1,189,439
物件費	581,575	540,712
税金	79,348	54,522
その他経常費用	153,502	75,588
貸倒引当金繰入額	121,991	-
貸出金償却	29,718	39,619
その他の経常費用	1,793	35,968
経常利益	303,571	393,173
特別利益	99	20,656
固定資産処分益	99	49
退職給付制度終了益	-	20,606
特別損失	50,597	7,682
固定資産処分損	48,865	4,439
減損損失	1,731	3,243
税引前当期純利益	253,073	406,147
法人税、住民税及び事業税	43,143	1,564
法人税等調整額	1,232	86,514
法人税等合計	44,375	88,079
当期純利益	208,698	318,068
繰越金（当期首残高）	267,934	268,413
当期末処分剰余金	476,633	586,481

注記事項（損益計算書関係）

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益金額 292円54銭
- 「その他の経常費用」には、保証協会責任共有制度未払負担金 19,451千円、偶発債務引当金繰入 16,517千円を含んでおります。

剰余金処分計算書（単位：千円）

科目	令和3年度	令和4年度
	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
当期末処分剰余金	476,633	586,481
積立金取崩額	2,656	941
利益準備金取崩額	2,656	941
剰余金処分額	210,876	310,856
普通出資に対する配当金	10,876 (年2%)	10,856 (年2%)
特別積立金	200,000	300,000
繰越金（当期末残高）	268,413	276,566

ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び（１）から（４）までに掲げるものの合計額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）
- (4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
- (5) 正常債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況（単位：百万円、％）

区分		開示残高 (a)	保全額		保全率 (b)/(a)	引当率 d/(a-c)	
			担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	303	303	260	42	100.00	100.00
	令和4年度	302	302	270	31	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	3,356	3,058	2,128	930	91.13	75.75
	令和4年度	3,686	3,459	2,521	938	93.85	80.56
要管理債権	令和3年度	634	500	443	57	78.84	30.02
	令和4年度	515	473	413	59	91.81	58.62
三月以上延滞債権	令和3年度	11	12	11	0	109.07	0.00
	令和4年度	1	2	1	0	111.59	0.00
貸出条件緩和債権	令和3年度	623	488	432	56	78.31	29.50
	令和4年度	513	470	411	59	91.74	58.42
小計（A）	令和3年度	4,294	3,862	2,832	1,030	89.94	70.46
	令和4年度	4,504	4,235	3,205	1,030	94.03	79.31
正常債権（B）	令和3年度	85,720					
	令和4年度	86,214					
総と信残高 （A）+（B）	令和3年度	90,014					
	令和4年度	90,718					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (注) 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- (注) 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- (注) 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- (注) 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- (注) 6. 「正常債権（B）」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- (注) 7. 「担保・保証等による回収見込額（c）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (注) 8. 「貸倒引当金（d）」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- (注) 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

不良債権比率（単位：％）

不良債権比率	令和3年度	4.77
	令和4年度	4.96

ハ. 自己資本の充実の状況

(1) 定性的な開示事項

● 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	長岡信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	542 百万円
配当率	年 2.00%
償還期限	—

● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャー（リスクに晒されている資産。貸出金、有価証券など。）が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実効性の高いものであります。

● 信用リスクに関する次に掲げる事項（証券化エクスポージャーを除く）

① リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しております。以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「資産自己査定規定」及び「償却・引当金計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

② リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。「株式会社格付投資情報センター」、「株式会社日本格付研究所」、「ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク」、「スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス」ただし、株式投資信託については、上記4機関のほか「フィッチ・レーティングス・リミテッド」を加え5つの機関を採用しております。

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、当金庫が定める「融資規定」や「担保評価基準取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ新潟県信用保証協会、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。また、お客さまが期限利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「管理回収事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（該当ありません）

● 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

① リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されていますが、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。また、一部に市場流動性リスクが内包されており、流動性・換金性の低下にともない、換金ができない、または条件が非常に不利になる可能性があります。

② 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性の分析を行い、担当役員の決議により最終決定することとしております。ま

た、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る情報を証券会社や出資先等から定期的および適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

③信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いておりません。

④証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

⑤証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品に関する会計基準」等に準拠しております。

⑥証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。「株式会社格付投資情報センター」、「株式会社日本格付研究所」、「ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク」、「スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス」

●オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めてリスクを認識し、評価しております。特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等において、報告する態勢を整備しております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

●銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、ALM管理担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会へ報告しています。一方、非上場株式、政策投資株式等への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用基準」などに基いた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

$\Delta E V E$ 、 $100 B P V$ 、 $V a R$ を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、 $\Delta N I I$ や $N I I$ を用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、ALM委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っています。

C. 金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っています。報告は毎月ALM委員会に行っていますが、市況急変時にはALM委員会を臨時開催し、金利リスク削減の検討をおこないます。

D. ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利削減取引は行っていません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

②金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ （銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

(c) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、資産または負債に占める割合が5%未満かつ重要性がないと判断した通貨については計測対象外としています。
 - (f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）
割引金利にスプレッドは含めていますが、 $\Delta E V E / \Delta N I I$ 計算時にはスプレッド変動は考慮していません。
 - (g) 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ と $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。
 - (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前年度と同様の方法で算出しています。
 - (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しています。
- B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- (a) 金利ショックに関する説明
1%金利上昇（100BPV）の採用（ $\Delta E V E$ の場合、円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅は異なります）、VaRを採用しています。
 - (b) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しています。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しています。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。当金庫では、バックテストの実施や100BPV等をストレステストとして用いることでこのようなVaRの問題点を解決しています。

(2) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,555	12,862
うち、出資金及び資本剰余金の額	543	542
うち、利益剰余金の額	12,023	12,330
うち、外部流出予定額(△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	148	148
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	148	148
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第5項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,704	13,010
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	7	5
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7	5
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	9
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	7	14
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	12,696	12,995
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	82,921	80,030
資産(オン・バランス)項目	82,794	79,883
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 4,691	△ 4,523
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 4,691	△ 4,523
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	127	147
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,502	4,563
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	87,424	84,593
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	14.52	15.36

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(3) 定量的な開示事項

● 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	82,921	3,316	80,030	3,201
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	85,948	3,437	82,853	3,314
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	173	6	153	6
我が国の政府関係機関向け	370	14	330	13
地方三公社向け	752	30	856	34
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,322	612	15,475	619
法人等向け	26,887	1,075	26,951	1,078
中小企業等向け及び個人向け	15,516	620	13,964	558
抵当権付住宅ローン	3,897	155	3,272	130
不動産取得等事業向け	7,670	306	7,382	295
三月以上延滞等	238	9	211	8
取立未済手形	8	0	5	0
信用保証協会等による保証付	517	20	651	26
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	227	9	126	5
出資等のエクスポージャー	227	9	126	5
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	14,365	574	13,470	538
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,568	342	8,039	321
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,165	46	1,165	46
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	525	21	428	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	3,364	134	3,122	124
②証券化エクスポージャー	601	24	353	14
証券化 S T C要件適用分	—	—	—	—
証券化 非S T C要件適用分	601	24	353	14
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,063	42	1,347	53
ルック・スルー方式	1,063	42	1,347	53
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,691	△ 187	△ 4,523	△ 180
⑥C V A リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,502	180	4,563	182
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	87,424	3,496	84,593	3,383

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

(注) 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

(注) 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。

(注) 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(注) 5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

● 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
国内	212,000	199,600	90,061	90,765	73,736	70,768	—	—	245	256
国外	29,496	31,579	—	—	29,496	31,579	—	—	—	—
地域別合計	241,497	231,180	90,061	90,765	103,233	102,347	—	—	245	256
製造業	21,838	21,735	12,145	11,965	9,673	9,750	—	—	49	45
農業、林業	17	18	17	18	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	840	823	338	320	502	502	—	—	—	—
建設業	8,531	8,625	8,300	8,393	231	231	—	—	14	5
電気、ガス、熱供給、水道業	3,350	3,641	122	143	3,228	3,497	—	—	—	—
情報通信業	3,882	4,060	165	217	3,703	3,829	—	—	—	—
運輸業、郵便業	11,894	10,604	1,759	1,846	10,135	8,758	—	—	—	—
卸売業、小売業	9,123	8,956	4,999	5,048	4,110	3,894	—	—	20	9
金融業、保険業	85,866	79,194	8,841	9,839	33,080	35,635	—	—	—	—
不動産業	27,426	27,968	18,405	17,996	8,921	9,971	—	—	100	75
物品賃貸業	2,657	2,891	72	71	2,585	2,820	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	361	586	361	586	—	—	—	—	—	—
宿泊業	599	573	599	573	—	—	—	—	—	—
飲食業	1,749	1,677	1,749	1,677	—	—	—	—	4	0
生活関連サービス業、娯楽業	1,278	1,342	1,277	1,341	—	—	—	—	23	25
教育、学習支援業	145	146	145	146	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	1,349	1,734	1,349	1,734	—	—	—	—	—	63
その他のサービス	1,720	1,936	1,719	1,935	—	—	—	—	0	0
国・地方公共団体等	32,883	28,508	5,814	5,031	27,060	23,454	—	—	—	—
個人	21,876	21,878	21,876	21,878	—	—	—	—	31	29
その他	4,098	4,275	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	241,497	231,180	90,061	90,765	103,233	102,347	—	—	245	256
1年以下	27,461	25,169	10,867	10,856	9,094	6,313	—	—	—	—
1年超3年以下	42,368	38,042	6,761	6,822	17,106	16,219	—	—	—	—
3年超5年以下	19,168	17,818	7,843	7,536	11,324	10,282	—	—	—	—
5年超7年以下	16,840	19,560	8,305	7,438	8,534	11,122	—	—	—	—
7年超10年以下	32,951	31,815	14,310	15,349	17,640	16,465	—	—	—	—
10年超	86,777	91,487	41,744	42,542	39,532	41,945	—	—	—	—
期間の定めのないもの	15,930	7,285	228	218	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	241,497	231,180	90,061	90,765	103,233	102,347	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

(注) 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことであります。

(注) 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産及び繰延税金資産が含まれます。

(注) 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(注) 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和3年度	81	128	—	81	128
	令和4年度	128	112	—	128	112
個別貸倒引当金	令和3年度	904	973	6	898	973
	令和4年度	973	970	9	963	970
合計	令和3年度	985	1,101	6	979	1,101
	令和4年度	1,101	1,083	9	1,092	1,083

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等（単位：百万円）

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製造業	196	100	100	187	6	—	190	100	100	187	14	8		
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	266	106	106	106	—	—	266	106	106	106	1	2		
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	—	1	1	2	—	—	—	1	1	2	—	—		
卸売業、小売業	15	67	67	77	—	5	15	61	67	77	12	22		
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産業	300	561	561	445	—	—	300	561	561	445	—	2		
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
飲食業	85	97	97	100	—	—	85	97	97	100	1	2		
生活関連サービス業、娯楽業	—	6	6	2	—	2	—	4	6	2	—	—		
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他のサービス	—	3	3	2	—	—	—	3	3	2	—	—		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	38	27	27	45	—	1	38	26	27	45	—	1		
合計	904	973	973	970	6	9	898	963	973	970	29	39		

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	46,541	—	33,897
10%	—	20,216	—	20,272
20%	7,932	60,513	7,958	61,283
35%	—	11,390	—	10,703
50%	24,537	30	25,418	9
75%	—	26,883	—	28,043
100%	3,345	35,535	3,081	35,761
150%	—	121	—	124
250%	—	210	—	—
1250%	—	—	—	2
その他	3,307	—	3,508	—
合計	240,565		230,065	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

(注) 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(注) 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単位：百万円）

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,104	2,123	30,667	34,540	—	—

（注）1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（該当ありません）

● 証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合（該当ありません）

投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1,600	—	1,100	—
（i）商業用不動産	—	—	—	—
（ii）居住用不動産	—	—	—	—
（iii）債権	1,600	—	1,100	—

再証券化エクスポージャー（該当ありません）

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分 （％）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和3年度		令和4年度		令和3年度		令和4年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～ 15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～ 50%未満	1,000	—	900	—	6	—	8	—
50%～ 100%未満	600	—	200	—	18	—	5	—
100%～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
（i）商業用不動産	—	—	—	—	—	—	—	—
（ii）居住用不動産	—	—	—	—	—	—	—	—
（iii）債権	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,600	—	1,100	—	24	—	14	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

（注）2. 「1250%」欄の（i）～（iii）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

再証券化エクスポージャー（該当ありません）

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無（該当ありません）

● 出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	542	542	757	757
非上場株式等	954	954	948	948
合計	1,496	1,496	1,705	1,705

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

（注）1. 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
評価損益	104	217

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
評価損益	—	—

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,227	5,022
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

● 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ E V E		△ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,865	10,533	76	167
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	7,937	8,414		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,865	10,533	76	167
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,995		12,696	

（注）1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) 有価証券

売買目的有価証券（該当ありません）

満期保有目的の債券（単位：百万円）

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	80	80	0	50	50	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	80	80	0	50	50	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	210	209	△ 0	240	238	△ 1
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	210	209	△ 0	240	238	△ 1
合計		290	289	△ 0	290	288	△ 1

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注) 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（該当ありません）

その他有価証券（単位：百万円）

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	150	103	47	217	109	108
	債券	36,171	35,766	404	18,689	18,506	182
	国債	4,792	4,716	76	1,144	1,120	23
	地方債	10,041	9,904	136	7,029	6,948	81
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	21,337	21,145	191	10,516	10,438	77
	その他	11,533	11,176	357	3,763	3,585	177
	小計	47,855	47,046	809	22,670	22,201	468
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	31,217	31,889	△ 671	44,017	46,008	△ 1,991
	国債	2,989	3,097	△ 108	4,422	4,690	△ 268
	地方債	6,054	6,165	△ 111	7,237	7,554	△ 316
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	22,173	22,625	△ 452	32,357	33,763	△ 1,406
	その他	22,630	23,596	△ 966	30,783	32,950	△ 2,166
	小計	53,847	55,485	△ 1,637	74,801	78,959	△ 4,157
合計	101,703	102,532	△ 828	97,472	101,161	△ 3,688	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注) 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(注) 3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	21	15
合計	21	15

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託（該当ありません）

満期保有目的の金銭の信託（該当ありません）

その他の金銭の信託（該当ありません）

(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引（該当ありません）

ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金内訳（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	81	128	—	81	128
	令和4年度	128	112	—	128	112
個別貸倒引当金	令和3年度	904	973	6	898	973
	令和4年度	973	970	9	963	970
合計	令和3年度	985	1,101	6	979	1,101
	令和4年度	1,101	1,083	9	1,092	1,083

ヘ. 貸出金償却の額

貸出金償却（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	29,718	39,619

ト. 会計監査人による監査

令和4年6月22日開催の第78回通常総代会及び、令和5年6月19日開催の第79回通常総代会で承認を得た、令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

確認書

令和4年度決算における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という）の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年6月20日
長岡信用金庫 理事長 佐藤 光一

6. 報酬等の状況

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法、b. 支払手段、c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	91

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」74百万円、「退職慰勞金」16百万円となっております。「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注) 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和4年度においては該当する会社はありませんでした。

(注) 3. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注) 4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。